

**2025 年度伴走型商談支援プログラム
in 香港
Cosmoprof Asia 2025 ジャパン・パビリオン
「共同ブース」
募集要項**



2025 年 6 月
独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）
海外展開支援部 中堅中小企業課

目次

1.	事業概要	3
2.	開催地／支援メニュー	4
3.	参加募集内容	5
4.	参加要件	6
5.	費用負担	6
6.	輸送・規制・商談等における注意点	6
7.	ジェトロ ジャパン・パビリオン「共同ブース」エリアについて	7
8.	出品のメリット	8
9.	「共同ブース」出品要件	8
10.	お申込み・出展の流れ	9
11.	審査結果の通知およびキャンセル条項	10
12.	今後のスケジュール	10
13.	留意事項	11
14.	免責事項	11
	(参考) その他のジェトロのサービス案内	12

◆お問い合わせ先◆

日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外展開支援部
中堅中小企業課 スポット支援・海外プロジェクト班
「伴走型商談支援プログラム in 香港」事務局

Eメール：odb-ssr3@jetro.go.jp

電話：03-3582-8333

担当：片岡、住山、高塚

1. 事業概要

「伴走型商談支援プログラム in 香港」では見本市「Cosmoprof Asia」への出展を通じて、参加企業へ現地バイヤーとのリアル商談の機会を提供します。

参加企業は引き合いのあった現地バイヤーと現地商談を通じて、新規市場への輸出実現・販路拡大を目指します。また「新規輸出 1 万者支援プログラム」登録企業の輸出向け商品の販路拡大ツールの一つとして機能することを目的とします。

「Cosmoprof Asia」は、化粧品・美容関連製品等を対象とするアジア最大級の B2B 専門見本市です。健康・美容関連業界からアジアのトップバイヤーが来場しており、アジア市場における新たなビジネス開拓に直結する見本市として高い評価を受けています。

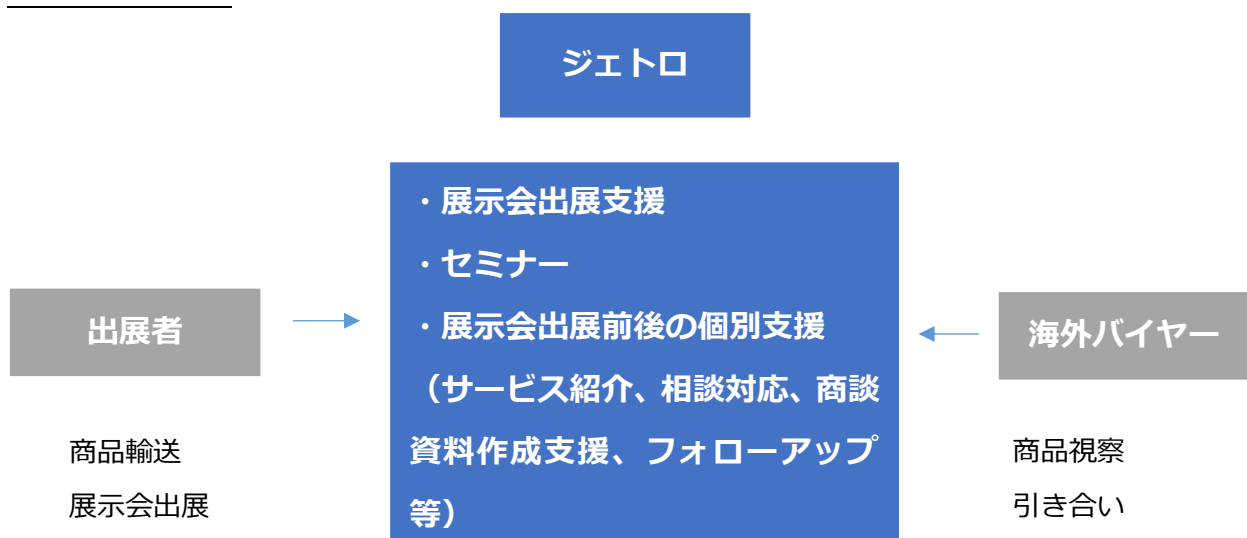
ジェトロは、同分野における日本企業の海外販路開拓支援のため、同見本市にてジャパン・パビリオン「共同ブース」を設けます。「共同ブース」では当該ジャパン・パビリオン内に、海外に初めて挑戦する事業者を中心とした「伴走型商談支援プログラム」参加企業向けのスペースを準備することになります。

香港を含め、中国・アジア市場にご関心のある企業の皆様にとっては絶好の機会となりますので、ぜひご出品のご検討をお願いいたします。

◆本事業の特徴

- ・商品にマッチした展示会への出展を通じ、より多くの海外バイヤーへ貴社商品を紹介できます。
- ・初めて海外ビジネスに挑戦する参加事業者に対して、適切なジェトロサービス、支援機関サービスを紹介します。
- ・海外バイヤーとの商談が初めての方向けに、事前準備や商談のポイント等に関するセミナーを実施します。
- ・展示会での商談に向けた準備等に関する個別相談をお受けします。

◆本事業イメージ



2. 開催地／支援メニュー

◆開催地

中国・香港

◆支援メニュー詳細

1 展示会への出展

・展示会出展支援を行います。幅広い海外バイヤーとの商談機会を提供します。

2 香港における化粧品、美容関連市場や最新トレンド（予定）、商談準備等に関するセミナーの開催

・開催時期および詳細は別途、採択者向けにご案内いたします。

3 個別相談・適切なジェトロサービスの紹介

・出展前、出展後に電話、メールにより個別相談（出展の事前準備、出展後のフォローアップ）を随時対応いたします。

・適切なジェトロサービスをご紹介します。

◆展示会

Cosmoprof Asia 2025 香港 ジャパン・パビリオン概要

ジェトロは、同分野における日本企業の海外販路開拓支援のため、同見本市にてジャパン・パビリオン「共同ブース」に隣接する形で「個別ブース」（※）の設置を予定しております。

「共同ブース」については以下 7. ジェトロ ジャパン・パビリオン「共同ブース」エリアについてをご覧ください。

※「共同ブース」と「個別ブース」両方のお申込みはできません。

※「個別ブース」の詳細については以下ジェトロウェブサイトをご覧ください。

<https://www.jetro.go.jp/events/cosmoprof2025>

名 称	Cosmoprof Asia 2025 香港 https://www.cosmoprof-asia.com/
会期・会場	2025 年 11 月 12 日（水）～14 日（金） Hong Kong Convention & Exhibition Centre
主 催 者	Cosmoprof Asia Ltd.
対 象 商 品	化粧品、トイレタリー商品、香水：ヘアケア商品、ネイル関連商品、サロン・スパ商品を除く
出 品 者 数	2,500（47 カ国・地域）（2024 年実績）
来 場 者 数	60,975 人（119 カ国・地域）（2024 年実績）

3. 参加募集内容

◆出展対象商品

化粧品、トイレタリー商品、香水：ヘアケア商品、ネイル関連商品、サロン・スパ商品を除く

◆参加対象企業

下記いずれかに当てはまる企業

- (1) 「新規輸出 1 万者支援プログラム」登録企業に該当する企業で、過去において Cosmoprof（香港以外での国で開催された展示会も含む）に出品していないこと（単独出品を含む）。

「新規輸出 1 万者支援プログラム」(無料・いつでも登録可)

※<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

- (2) 2025 年度「新輸出大国コンソーシアム事業」ハンズオン支援採択企業で、過去において Cosmoprof（香港以外での国で開催された展示会も含む）に出品していないこと（単独出品を含む）。

2025 年度「新規輸出大国コンソーシアム事業(原則無料・審査あり)

※<https://www.jetro.go.jp/consortium/apply/partner.html>

◆実施形態

展示会への出展

※展示会開催中に、商談対応ができる人材（自社社員）を派遣することが必須条件となります。

◆募集者数

9 社

◆出品数

1 社 最大 3 ブランドまで

◆審査

審査により出展者を決定します。

主な審査項目は下記の通りです。なお、審査結果に関するお問合せにはお答えできかねますので予めご了承ください。

- ・下記「4. 参加要件」を満たしているか。
- ・現地で受け入れられる商品か。
- ・明確な輸出戦略・目標を有するか。

4. 参加要件

- ①日本の中堅・中小企業、個人事業主であること。
- ②「対象商品」に合致する自社商品の取り扱い企業で、現地の法令などに合致した商品の提供ができるもしくは対応に向けた準備ができること。
- ③募集要項等の内容、条件に同意していること。
- ④展示会開催中に、ビジネス対応ができる人材（自社社員）を派遣すること。
- ⑤以下の「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただけること。
https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html
- ⑥出展目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
- ⑦輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- ⑧英語または中国語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を作成し、ジェトロやバイヤーの求めがあった場合に提示できること。
- ⑨ジェトロが求める成果把握の為にを行うアンケート等に協力すること。

5. 費用負担

◆出展者の負担

- ・出展にかかる渡航費用（旅費、宿泊費、食費等）
- ・展示品・サンプル（商談用）など貴社商品の輸送にかかるすべての費用（各種保険料、通関時に係る関税等の費用を含む）
- ・出品者が独自に手配する自社専用のアテンダント、商談通訳手配等
- ・輸出に係る必要書類（商標取得、成分表示一覧）作成費用
- ・展示会出品の際の追加出品者バッジ代
- ・盗難保険、海外旅行者保険等
- ・その他「主催者（ジェトロ）の負担」に定める以外のすべての経費

※展示場の会場費・施工・ブース代金、広報等に係る経費はジェトロが負担

6. 輸送・規制・商談等における注意点

◆輸送における留意点

- ・香港市内の指定場所まで企業様ご自身で輸送ください。
- ・輸送中の事故等により商品が現地に届かなかった場合、商品の費用および輸送費用等の補償はできません。

◆規制における留意点

・企業名・ブランド名称（商品名）が香港において商標登録済み（または既に商標登録申請中）であることが望ましいです。

※未登録の場合は本事業採択後、速やかに申請手続きをすることをおすすめします。

※商標登録の関係で発生したトラブルについては、ジェトロは責任を負い兼ねますのでご了承ください。

7. ジェトロ ジャパン・パビリオン「共同ブース」エリアについて

（1）ジャパン・パビリオン「共同ブース」概要

募集企業数 9 社

※出品にあたっては、主催者等による主催者審査があります。

規 模 約 54 m² 企業共同出品スペース、その他ジェトロ受付等含む（予定）

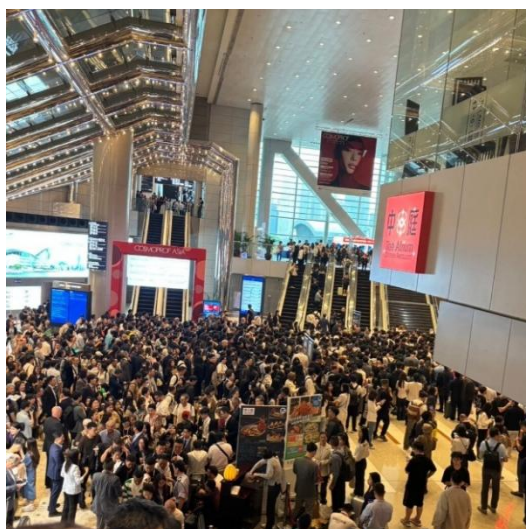
ブース形式 オープン形式の共同ブース

1 社分のブースを三方壁で囲った個別ブースによる通常の見本市出品スタイルではなく、出品者間の間仕切りのない共同ブースとなります。

参加ゾーン 香水・化粧品・トイレタリー製品ホール（小売り向け）
（Hall 1E：Perfumery Cosmetics & Toiletries）

対象商品 日本ブランドの化粧品、トイレタリー商品、香水：ヘアケア商品、ネイル関連商品、サロン・スパ商品を除く

※OEM/ODM、包装パッケージング、化粧品原材料、健康食品、サプリメントは対象外となります。



<Cosmoprof Asia 2024 会場の様子>

(2) 共同ブースに付属するもの

9月に実施予定の出品者説明会にて詳細をご説明させていただきます。

8. 出品のメリット

- ・Cosmoprof Asia 2024 ジャパン・パビリオン（共同ブース）としての集客効果
Cosmoprof Asia 2024 ジャパン・パビリオン（共同ブース）は人通りが多いホールに位置しています。加えて、集合展示による「JAPAN」ブランドとしての大きな広報集客効果が見込まれます。
- ・香港、中国本土・ASEAN等周辺国のバイヤーとの商談機会を提供します。

9. 「共同ブース」出品要件

(1) 出品対象商品

化粧品、トイレタリー商品、香水：ヘアケア商品、ネイル関連商品、サロン・スパ商品を除く

※OEM/ODM、包装パッケージング、化粧品原材料、健康食品、サプリメントは対象外となります。

展示会自体がプロダクト別のフロア構成となっている都合上、記載されている以外の製品・サービスにおきましても、当パビリオン（共同ブース）の出品対象外となる場合があります。詳細に関しましては、お問い合わせください。

※出品者資格・要件及び提出書類に基づき、主催者・ジェトロにて審査を行い、本展示会への参加企業及び出品物を決定いたします。審査・広報資料作成用の情報として申し込み時に最大 3 ブランドまで出品予定商品をご登録いただけます。

※ブース内スペースによっては、希望出品物をすべて展示できない可能性もございます。

※ブース内にて、機器等のデモンストレーションはできません。

※出品物は制度上、日本から香港へ輸出可能なものに限りします。

※出品物が当パビリオン（共同ブース）の対象出品物にそぐわないとジェトロが判断した場合、出品をお断りする場合があります。

(2) 出品要件

- ① 日本に実態のある中堅・中小企業または個人事業主であること。
- ② 出品物が日本国内で生産された商品であること。または、自社の資本・技術により企画もしくは生産された商品であること。代理店のみによる参加の場合は委任状のコピーを提出。
- ③ 準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる企業（①中国・香港に現地法人、代理店又は代理人等を有している企業等、②日本から渡航いただける企業）に限る（会期中の撤収は不可）。
※なお、現地法人または現地代理店は、出品ブランドの商談権限がある者（委任を受けた者を含む）。
※ブースには自社の担当者が常時 1 名在駐するようにしてください。また、「共同ブース」で、スペースに限りがあることから、各社常駐できる人員は 2 名を最大とする（通訳を手配する場合、通訳含む）。
- ④ 本事業のご担当者を指名いただき、事務局・主催者からの本事業にかかる書類の作成、問い合わせ等に迅速にご対応いただけること。
- ⑤ ジェトロ及び主催者による審査を通過し、出品が承認されること。

- ⑥ ジェトロが商談状況・結果等、成果把握のために実施する会期中および、会期後のアンケートに必ずご回答いただけること。
- ⑦ 香港を含むアジア地域への市場開拓に意欲的で、積極的に参加いただけること。
- ⑧ ジャパン・パビリオンの個別ブースと共同ブースの両方をお申込みいただくことはできません。どちらかをお申込み願います。
- ⑨ 基本装飾および施工はジェトロが指定する事業者が行い、出品物の展示・陳列は出品者自身が行います。出品物の展示方法については、ジャパン・パビリオン（個別ブース・共同ブース）全体および周囲の出品者様との調和を過度に乱すとジェトロが判断した場合は、ジェトロの指示に従っていただきます。
- ⑩ 共同ブースの展示装飾について、近隣ブースの迷惑となる行為（通路に展示物をはみ出して置く行為、近隣ブースとの間の間仕切り部分の壁面がないところをふさぐ装飾等）はご遠慮ください。
- ⑪ 外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者様の責任において事前に許可等を取得願います。
- ⑫ 「募集要項」および「海外見本市出品要綱」の記載事項を了承していること。
 本案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとします。なお、本案内書と同要綱に矛盾がある場合には、本案内書の記載内容を優先します。
- ⑬ 出品者の自己都合により出品を取消される場合は、捺印のある書面にてジェトロにお知らせください。
- ⑭ 出展申込をした企業又はその役員、従業員が違法な行為若しくは違法ではないが著しく不正な行為を行い、又は行った疑いが明らかとなり、その他、ジェトロの信用を毀損する恐れがある等、ジェトロが不適切であると判断する場合は、出展をお断りする場合があります。
- ⑮ 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合、ジェトロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止出来る場合がありますのでご相談ください。

10. お申込み・出展の流れ

STEP1 と STEP2 の手続きを経て、申し込み完了となります。

STEP 1 : イベントお申込み①

締切 : 2025 年 6 月 23 日 (月)

17 時 00 分

【STEP 1】

下記 URL のイベント申し込みページで必要事項を入力・送信してください。

※はじめてのお申し込みの方は「お客様情報登録」（無料）が必要です

<イベントお申込み①URL>

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0072452W>

STEP 2 : イベントお申込み②

締切 : 2025 年 6 月 27 日 (金)

12 時 00 分

【STEP 2】

STEP1 登録後に送られてくるメールに記載イベント申込み②に詳細な情報、商品情報など審査用情報をご登録下さい。

【注意事項】

- ・ 実際に出品する商品情報等お申込み情報をもとに、JETRO及び主催者による審査を行います。そのため、お申し込み情報記入の時点で、出品予定の商品（3ブランドまで）を選定の上、ご登録ください。
- ・ 審査通過後に出品予定商品を大幅に変更することは出来ません。あらかじめご留意ください。
- ・ 本展示会の来場者に配布するパンフレット等の情報は、原則本申し込み時に登録いただいた商品情報を記載します。
- ・ STEP2 までの申込が完了していない場合は、申込みを取りやめたものとしてみなします。
- ・ 締切日を過ぎての書類提出や記載不備の場合は、審査を行うことが出来ませんのでご了承ください。

採択後に提出が必要な書類は以下の通りです。

- （1）出品申込書・承諾書（代表者印押印済み） 1部
- （2）（代理店参加の方のみ）押印済みの委任状（コピー） 1部

※（1）、（2）に押印の上、押印後の「出品申込書・承諾書」をPDF化して電子メールでJETRO・中堅中小企業課（odb-ssr3@jetro.go.jp）にご送付ください。

1 1. 審査結果の通知およびキャンセル条項

（1）審査結果の通知

- ・審査に時間を要する場合、出品決定から支払期限までの期間が短くなる場合があります。
- ・出品決定となったお申込者に「出品申込書・承諾書」をお送りします。

（2）キャンセル条項

採択後、出品申込書・承諾書をご提出いただいた後に出品者様のご都合による出品取りやめにおいてはJETROが負担する経費をキャンセル料として請求させていただきます。支払い手続きによって生じる一切の手数料は出品者様のご負担となります。また、相応の理由なしにキャンセルされた場合には、今後、JETROが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。

1 2. 今後のスケジュール

出品決定までのおおまかなスケジュールです。また、内容は変更となる場合もございます。

お申込み	10. 「お申込み・出展の流れ」をご参照ください。
出品にかかわる審査・出品者様決定	お申込みいただいた情報を元に、JETROおよび主催者にて出品者様を決定いたします。
審査結果の通知	7月上旬～中旬を予定。
採択結果通知後 1週間後	出品申込書・承諾書の提出
出品者説明会	9月頃の予定 10

13. 留意事項

- ① 本案内書に定めのない事項は、JETROがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
- ② 成果把握の観点から、必要に応じて、経済産業省、中小企業庁、中小企業基盤整備機構、全国商工会議所等に企業情報や商品サンプルの情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ③ 本事業に関するプレスリリース、JETROホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ④ 展示会会期中及びその前後において、商談相手又はJETROから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供することはできません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
- ⑤ 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出展をお断りすることがあります。また、今後JETROが実施する事業の選考において不利となることがあります。
- ⑥ 出展申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出展することがJETROの信用を毀損する恐れがある場合は、出展をお断りすることがあります。
- ⑦ 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、JETROにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
- ⑧ 出展募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出展ができなくなることがあります。
- ⑨ 相応の理由なしに出展をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後JETROが実施する事業の選考において不利となることがあります。
- ⑩ 出展する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- ⑪ 商品は法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出展をお断りすることがあります。
- ⑫ 本事業の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- ⑬ 本事業の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

14. 免責事項

- ① 本事業において、商談相手又はJETROより提供される情報については、JETROが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- ② システム等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、PC等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- ③ JETROは、以下の各号に該当する場合、本イベントの実施日時、内容を変更し、本イベントの全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お

お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - (2) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
 - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
 - (4) 前号のほか、お客様がJETROの指示、条件又はJETROとの合意事項に違反したとき
 - (5) お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - (6) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - (7) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき
 - (8) 前各号に定める他、JETROが相当と判断したとき
- ④ JETROは、インターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、JETROの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、JETROは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- ⑥ 事業実施中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、JETROは一切の責任を負いかねます。

（参考）その他のJETROのサービス案内

（１） Japan Street（無料）

Japan Street はJETRO招待バイヤー専用のカタログサイトです。貴社の商品を登録いただきますと世界中のバイヤーの目に触れることになり、商品に対する引き合いや商談依頼を受けることが可能となります。なお、「Cosmoprof Asia 2025」ジャパン・パビリオン（共同ブース）に採択された方は、更なるビジネスチャンス拡大のため、ご登録いただくことをお勧めします。

～ご登録のメリット～

- １．JETROが厳選した世界中のバイヤーと出会う機会に繋がります。
- ２．ご登録から商談日程調整まで、JETROによる無料のサポートを受けることができます。
- ３．商談日程調整など海外バイヤーとのやり取りはJETROが代行いたします。

▼詳細・登録はこちら：https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

（２） 新規輸出 1 万者支援プログラム

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。JETROでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリングを通じて、適切な支援策を提案します。

▼詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業も対象になります。

(3) 貿易実務オンライン講座 ※有料講座

国内取引と比べ、チャンスは大きいものの、リスクも非常に大きいのが海外との取引です。リスクを回避し、海外との取引を成功させるためには、貿易の流れや実務（マーケティング、輸出入規制、契約交渉、貿易条件、船舶手配、保険付保、決済方法、貿易金融、通関、クレーム対応など）、取引の際に締結する英文契約についてなど、さまざまな知識やノウハウが必要不可欠です。「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発したオンライン講座です。企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

▼詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

(4) 中小企業海外ビジネス人材育成塾（商談準備講座） ※中小企業限定

本講座は、初めて海外バイヤーとの輸出商談に臨む方や、商談準備に課題を感じている方に向けた「効果的な商談」の無料研修です。講義や個別指導、グループワークを通じて、海外展開戦略の策定方法、プレゼン資料の作成方法、商談のノウハウを習得します。なお、スケジュールの詳細は以下をご覧ください。

▼詳細：<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei/ikuseijuku.html>

※2025 年度「育成塾」の募集スケジュールは以下のとおりです。

8 月期：7 月 17 日(木)～ 7 月 29 日(火)

11 月期：10 月 9 日(木) ～ 10 月 21 日(火)

1 月期：12 月 17 日(水) ～ 12 月 26 日(金)

▼お問い合わせ先：ジェトロ海外ビジネス人材育成課

Tel：03-3582-8355 E-mail：ikusei@jetro.go.jp

以上